

和歌山市告示第280号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年8月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年8月24日に変更する
令和8年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年8月24日に変更する
令和8年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年8月24日に変更する

公 示 送 達 一 覽 表

1 ページ

公示日：令和 8 年 7 月 31 日

令和 8年 7月28日 作成

[illegible]

2 ページ

令和 8年 7月28日 作成

[illegible]

公示日：令和 8年 7月31日

令和 8年 7月28日 作成

[illegible]

[illegible]